

◎新潟県告示第86号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
ヘルパーステーションおひさま	長岡市泉1-7-22	所在地	長岡市西新町2-3-22	長岡市泉1-7-22	H29.12.1
福祉用具のこまわり君	糸魚川市横町5-15-12 101号室	所在地	糸魚川市大字大野1526番地	糸魚川市横町5-15-12 101号室	H19.9.18